

ベトナムにおける輸出加工企業（EPE）から 非EPEへの転換に係る手続き、注意点

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ハノイ事務所

2026年3月

ご利用上の注意

- 本解説書は、EPEから非EPEへの転換に係る主な手続き、そのフローと所要期間等を概説しています。
- 当地法令は複雑かつ地域により運用事例の差異がみられることがあるため、あくまでも主要点の概説書としてご理解ください。
- また、当地では法改正や実際の運用改正の頻度が高く、実際に手続きに入る際は、再度、専門家や関連機関にお問い合わせされることをお勧めします。
- レポートに記載されている法令の和訳は仮訳であり、正文はベトナム語原文をご参照ください。

その他、免責事項等

・本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所が現地会計事務所Fair Consulting Vietnam Joint Stock Companyに作成委託し、2026年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

・また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

・ジェトロおよび Fair Consulting Vietnam Joint Stock Companyは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別に、付随した、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびFair Consulting Vietnam Joint Stock Companyに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

見出し

- 1. 輸出加工企業（EPE）の定義および要件
- 2. EPEに対する主な優遇措置
- 3. EPEの期待される効果と注意点
- 4. EPEから非EPEへの転換手続きの概要
- 5. 転換手続きのフローと想定スケジュール
- 6. 準備すべき書類（税関・投資当局（工業団地管理委員会））
- 7. 重要な実務上の注意点（資産および税務の取扱い）
- 8. 重要な実務上の注意点（国内貨物および監査）
- 9. 「移行期間（Gap Period）」への十分な準備
- 10. モデル転換の法的リスクと実務上の対応
- 11. 事例に基づく、税務当局の見解

1. 輸出加工企業（EPE）の定義および要件

（1）EPE（Export Processing Enterprise）の定義：

輸出品の製造、当該製造に供するサービスの提供および輸出活動を専門に行う企業を指す。
輸出加工区、工業団地または経済特区内に設立され、輸出加工活動の事業形態を有する。

（2）非関税区域として認められるための主な要件

EPEが非関税区域として税制上の優遇措置を適用されるためには、税関等による検査・監督・管理体制の確保を前提に、以下の条件を満たす必要がある。

■ 物理的な隔離要件：

EPEと外部を隔てるフェンスおよび独立した出入口の設置により、区域を物理的に隔離

■ 監視体制（CCTV）：

出入口・貨物保管場所の全てを24時間監視し、税関とオンライン接続の上、監視データを一定期間保存（最低12カ月間）

■ 管理ソフトウェア：

免税輸入貨物を管理し、税関報告（入庫・出庫・在庫）に対応可能なソフトウェアの導入

法的根拠：投資法 第61/2020/QH14号の第3条第15項、政令 第35/2022/NĐ-CP号の第2条と第26条、政令 第18/2021/NĐ-CP号の第28a条第1項

2. EPEに対する主な優遇措置



特別な制度

独立した税関区域（非関税区域）として取り扱われ、輸出入手続きの簡素化および迅速化が図られている。また、ベトナム国内企業がEPEへ販売する場合、国内企業側では「輸出取引（VAT 0%）」として取り扱われる。一方、EPEから同国内企業へ販売する場合は、国内企業側では「輸入取引」として扱われるなどの制度がある。



輸出入税

固定資産を形成するための機械・設備、ならびに輸出製品の製造・加工に使用される原材料、資材、部品の輸入については、輸入税が免除される。また、当該製品を海外へ輸出する場合、輸出税は免除される。



付加価値税 (VAT)

輸出される物品およびサービスには、VAT0%（非課税）が適用される。これには、輸出製品の製造に供するために国内から調達される取引も含まれるが、適用にあたっては必要な証憑書類および税関申告書類等の要件を満たす必要がある。

法的根拠：輸出税輸入税法 第107/2016/QH13号の第4条第1項, 政令 第35/2022/NĐ-CP号の第26条第3項および第4項, 財務省通達 第69/2025/TT-BTC号の第4条

3. EPEの期待される効果と注意点

(1) EPEの期待される効果

① キャッシュフローの最適化

原材料および機械・設備の輸入に際し、輸入税およびVATの事前納付が不要となることから、一般企業と比較して運転資金負担および財務コストの軽減が可能となる。

② 社内消費向け貨物に対する柔軟な手続き

建設資材、事務用品、食料品等、ベトナム国内から調達し、社内で消費される物品については、税関手続きを実施するか否かを選択可能である。これにより、実務運用の柔軟性および事務負担の軽減が図られる。

③ 輸出活動への集中

EPEは輸出志向型の制度設計となっており、原材料調達および製品販売の双方が主として海外市場にある企業に適している。特に、グローバル・サプライチェーンに組み込まれる加工・製造業において、その効果が発揮される。

(2) EPEの注意点

① 国内販売における制約

国内市場への販売は可能であるものの、取引は輸出入取引として扱われるため、購入者側で輸入通関および各種税金の納付が必要となる。その結果、価格面および手続面で不利となり、国内市場における競争力低下の要因となる。

② 税関コンプライアンスおよび報告義務

年次確定申告（在庫報告等）において高い正確性が求められるほか、帳簿と実在庫の一致が前提となる。また、税関による定期的な検査・監督の対象となり、継続的なコンプライアンス対応が必要となる。

③ 資産・在庫に対する厳格な管理義務

工具・器具、機械、原材料、スクラップ・廃棄物等については、税関の監督下で管理され、通関手続きの完了または使用価値の消滅まで適切な追跡・管理が求められる。

④ 事業活動の制約

輸出加工以外の事業を行う場合には、保管エリアの物理的分離および会計区分の明確化が必要となる。また、免税対象資産を他事業へ転用することは認められていない。

4. EPEから非EPEへの転換手続きの概要

(1) 転換が必要となる理由

企業の成長に伴い、販売先が国内市場へ拡大する場合、EPEのままでは取引が輸出入取引として扱われるため、顧客側に輸入通関および税負担が発生する。この結果、価格面および手続面で競争力が低下するため、国内市場における事業拡大を目的として、一般的な外資企業（非EPE）への転換が求められる。

(2) 転換手続きの全体フロー

本転換プロセスは、主に税関および投資当局の2段階で進行する。

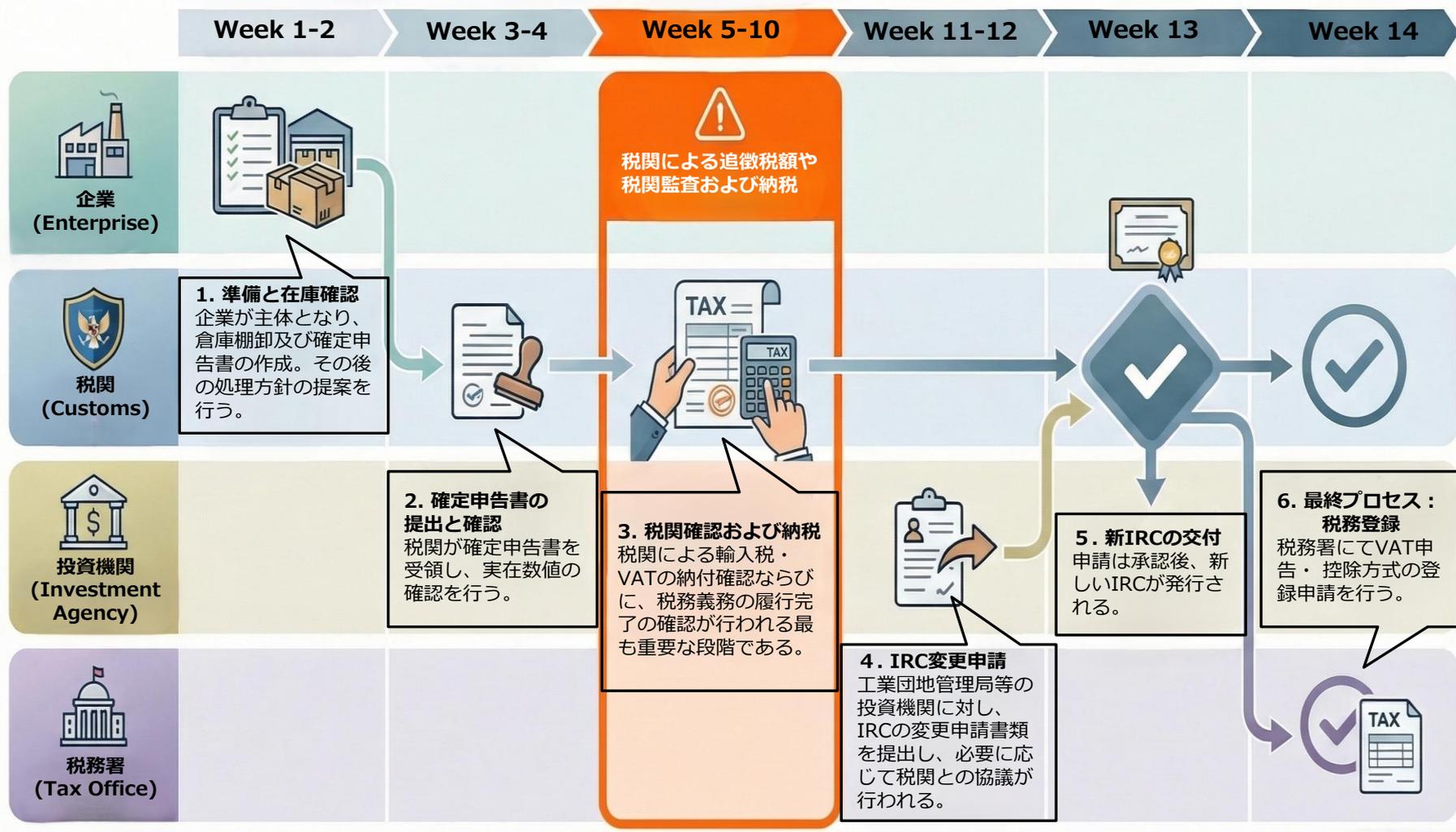
■ 第1段階（税関対応）

在庫・資産等に係る数値の確定、確定申告書の精査、免税貨物の処理（使用目的の変更など）および関連する税金の納付を実施する。所要期間：30～60日程度（書類および実務状況により変動）

■ 第2段階（投資当局対応）

投資登録証明書（IRC）を変更し、EPEとしての事業目的を削除する。所要期間：有効な申請書類の受理後約15日（実務上は承認まで30営業日程度）

5. 転換手続きのフローと想定スケジュール



※処理期間は、時期、管轄税関、各プロジェクト管理機関によって異なる

法的根拠：通達 第121/2025/TT-BTC号の第1条第49項

6. 準備すべき書類（税関・投資当局(工業団地管理委員会)）

(1) 税関へ提出する書類

- 輸入原材料・資材および輸出製品の輸出入在庫状況の確定申告書
- 非関税区域制度が適用されるその他の輸入貨物の使用状況報告書
- 非関税貨物の処理方法に関する提案公文書
- 製品歩留り表、会計帳簿、財務諸表、廃材・スクラップ処理に関する証憑書類
- EPE設立当初に関するその他の書類（設立、製造拠点、工場建設等に関する資料）

(2) 投資当局へ提出する書類

- 投資法の規定様式に基づく投資プロジェクト変更申請書
- 企業の組織再編および企業形態に関する投資家（または取締役会／諮問委員会）の決議書・決定書の写し
- 直近2年間の財務諸表
- 税関、税務関係の手続きが完了した証明書類
- 投資登録証明書

7. 重要な実務上の注意点（資産および税務の取扱い）

(1) 在庫原材料および製品

① 課税が発生するケース

使用目的の変更、国内販売、贈与等を行う場合には、免税で輸入された原材料および当該原材料を使用して製造された製品を含む在庫について新たに税関申告が必要となり、輸入税およびVATを納付する必要がある。

② 課税が発生しないケース

原材料・資材を引き続き輸出製品の製造・加工に使用し、法令上の免税要件を満たす場合には、追加の税関申告および納税は不要である。

③ 転換後の注意点

EPEから非EPEへの転換後は、当該貨物を将来輸出した場合であっても、過去に納付した輸入税の還付は認められない。

(2) 機械・設備（固定資産）

① 課税が発生するケース

免税で輸入された機械・設備、工具・器具について、使用目的の変更、国内販売、贈与等により国内流通させる場合には、新たに税関申告を行い、輸入税およびVATを全額納付する必要がある。

② 廃棄故障時の注意点

使用価値を喪失した資産（故障設備、工具・器具等）についても、税関への事前通知および監督下での処理が求められる。これらの手続きを行わず、単なる廃棄物として処理し帳簿上適切に管理していない場合には、使用目的を証明できないものとみなされ、税関により輸入税およびVATの追徴課税される可能性がある。

8. 重要な実務上の注意点（国内貨物および監査）

(1) ベトナム国内から購入した貨物

① 課税が発生するケース

ベトナム国内からの調達品については、政令35/2025/ND-CP第26条第4項b号に基づき、従来EPE企業が税関手続きを行わないことを選択していた場合、EPEから非EPEへ転換する際に税関手続きは不要だが、VATの追加納付が必要である。

② VATに関する注意点

EPEがベトナム国内から貨物や資産（工場・建物の建設資材等を含む）を調達する際、税関手続き（みなし輸出入申告）を行わずに、通常の国内取引としてVATを支払った場合、当該VATの仕入税額控除および還付申請は認められない。

(2) 転換前の確定申告の確認

① 転換前に実施される確定申告書の確認

当該確認は、実質的に税関による包括的な監査に相当し、在庫・取引データの整合性が厳格に検証される。

② 数値差異の注意点

実在庫と帳簿および税関申告データとの不一致は、最も重要な注意点である。説明不能な在庫不足が認められた場合には、税関により追徴課税および行政処分が科される可能性がある。

9. 「移行期間（Gap Period）」への十分な準備



許可待ちの輸出入業務

投資当局（工業団地管理委員会）による新たなIRCの発行を待つ期間（税関手続きは既に確定済み）において、企業が引き続き原材料を輸入する場合、非EPE企業としての区分で申告を行う必要がある。その際、新事業形態に関する法令を遵守する旨の確約書を管轄税関支局へ提出する必要がある。



サプライチェーンの変更

正式に非EPEへ転換した後は、国内取引先は従来の0%ではなく、VAT（8%または10%）を含む請求書を発行することになる。そのため、企業は仕入VATの支払いに備え、あらかじめ十分な資金繰りを確保しておくことが必要である。



データシステムの更新

許可証交付後は、企業登録証明書（ERC）の変更内容を各種情報ポータル上で更新するとともに、電子税関申告システムにおける申告区分を速やかに変更する必要がある。

10. モデル転換の法的リスクと実務上の対応

(1) 法的リスク

① 手続き期間リスク

転換手続きは単なる行政手続きではなく、複数省庁との調整・審査が必要である。完了まで約18~48週間かかるケースもあるため、長期プロジェクトとして計画立案が不可欠である。

② 申告・税制適用のタイミングリスク

転換手続きが未完了の段階でVAT控除を適用すると規定違反とみなされ、違反時には追徴課税や行政罰の対象となる可能性がある。

③ 輸入在庫の納税義務

非EPEへの転換に伴い、輸入在庫の使用目的の変更等を行う場合には、新たに税関申告が必要となり、輸入税およびVATを納付する必要がある。

(2) 実務上の対応

① 資材の明確な区分

建設資材（申告必要）と運用消耗品（申告不要）を正確に区別すること。

② VAT0%適用の「3つの必須条件」

契約書、銀行決済、税関申告書を整備し、同一の取引として完全に紐付いていること。

③ 原則の正しい理解

新規申告を行い、在庫に係る税金を全額納付すること。

④ 事前確認による権利保護

税務上の権利を確保するため、税関による監視条件を事前に確認・申請すること。

11. 事例に基づく、税関総局の見解① (ドンナイ省におけるA社のケース)

■ 背景

非EPE転換前に投資法に基づく優遇対象投資プロジェクトとして輸入した固定資産形成用貨物に係る輸入税免税の優遇措置について、転換後も継続して適用可能か。

質問①

既に免税で輸入された免税対象資産はどのように処理すべきか。

回答①

転換前に輸入済みの免税対象資産（既存資産）

- ・免税対象一覧の再届出は不要
- ・貨物使用状況に関する報告は規定に基づき実施する必要がある。

転換後に輸入予定の免税対象資産（新規資産）

- ・免税対象一覧の届出が必要。
- ・転換後、引き続き投資法に基づく優遇投資プロジェクトの免税措置の適用を受ける場合には、輸入申告書の登録前に当該届出を提出する必要がある。

質問②

輸入税の追徴課税は発生するのか。

回答②

輸入税の優遇措置の継承

非EPE転換後も、当該プロジェクトが投資法第15条に基づく投資優遇条件を引き続き満たす場合、転換前に輸入した貨物の免税措置は継続適用される。

質問③

実施すべき税関手続きは何か。

回答③

使用目的変更

- ・当該貨物を「非課税・免税対象への譲渡」という形で使用目的変更として処理する。

新規税関申告書の登録

- ・財務省通達第38/2015/TT-BTC号第21条に基づき、新たに税関申告書を登録する。

納付義務

上記手続きを適切に履行した場合、輸出入税の追加納付は不要となる。

11. 事例に基づく、税関総局の見解② (ハイフォン市におけるB社のケース)

■ 背景

非EPE転換時において、転換時点で保有する残存資産をどのように処理すべきか。

質問①

未使用の原材料はどのように取り扱うのか。

回答①

「新規輸入」としての納税義務

未使用の原材料については、新規輸入として取り扱われるため、新たな輸入申告および輸入関税およびVAT（8%または10%）を納付する必要がある。なお、既に生産に投入され、かつ輸出済みの製品については、追徴課税の対象とはならない。

質問②

免税資産および固定資産はどのように処理すべきか

回答②

IRC変更「前」の手続き完了

投資登録証明書の変更手続きを着手する前に、免税資産の清算や用途変更を完了させる必要がある。機械設備・固定資産については、ベトナム国内で継続使用する場、残存価値に基づき輸入関税およびVATを納付する必要がある。

質問③

税関手続きはどのように進めるべきか。

回答③

管轄税関支局との緊密な連携

各企業は管轄する税関支局へ直接連絡し、個別の状況に応じた指示を受けながら手続きを実施する必要がある。

本報告書に係る 問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・ハノイ事務所
E-mail：vha@jetro.go.jp

■ ご注意

資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。